

改正後

目次

第1編 総論	1
第1章 北区の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1 北区の責務及び東京都北区国民保護計画の位置づけ	1
2 計画の構成	1
3 計画の見直し、変更手続	1
第2章 国民保護措置に関する基本方針	2
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等	4
第4章 北区の地理的、社会的特徴	6
第5章 区国民保護計画が対象とする事態	8
1 武力攻撃事態	8
2 緊急対処事態	8
3 NBCを使用した攻撃	9
第2編 平素からの備え	10
第1章 組織・体制の整備等	10
第1 区における組織・体制の整備	10
1 区の各部における平素の業務	10
2 区職員の参集基準等	12
3 消防の初動体制の把握等	15
4 国民の権利利益の救済に係る手続等	15
第2 関係機関との連携体制の整備	16
1 基本的考え方	16
2 都との連携	16
3 近隣区市との連携	17
4 指定公共機関等との連携	17
5 事業所に対する支援	18
6 自主防災組織等に対する支援	18
第3 通信の確保	19
第4 情報収集・提供等の体制整備	19
1 基本的考え方	19
2 警報等の伝達に必要な準備	21
3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	22
4 被災情報の収集・報告に必要な準備	23
第5 特殊標章等の交付又は使用許可に係る体制の整備	25
第6 研修及び訓練	26
1 研修	26
2 訓練	26
第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	28

現行

目次

第1編 総論	1
第1章 北区の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1 北区の責務及び北区国民保護計画の位置づけ	1
2 計画の構成	1
3 計画の見直し、変更手続	2
第2章 国民保護措置に関する基本方針	2
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等	4
第4章 北区の地理的、社会的特徴	6
第5章 区国民保護計画が対象とする事態	9
1 武力攻撃事態	9
2 緊急対処事態	9
3 NBCを使用した攻撃	10
第2編 平素からの備え	11
第1章 組織・体制の整備等	11
第1 区における組織・体制の整備	11
1 区の各部における平素の業務	11
2 区職員の参集基準等	13
3 消防の初動体制の把握等	15
4 国民の権利利益の救済に係る手続等	16
第2 関係機関との連携体制の整備	16
1 基本的考え方	16
2 都との連携	17
3 近隣区市との連携	17
4 指定公共機関等との連携	18
5 事業所に対する支援	18
6 自主防災組織等に対する支援	19
第3 通信の確保	20
第4 情報収集・提供等の体制整備	20
1 基本的考え方	20
2 警報等の伝達に必要な準備	22
3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	23
4 被災情報の収集・報告に必要な準備	25
第5 特殊標章等の交付又は使用許可に係る体制の整備	26
第6 研修及び訓練	27
1 研修	27
2 訓練	27
第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	29

改正後

1 避難に関する基本的事項	28
2 避難実施要領のパターンの作成	29
3 救援に関する基本的事項	30
4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	30
5 避難施設の指定への協力	31
6 生活関連等施設の把握等	32
第3章 物資及び資材の備蓄、整備	33
1 区における備蓄	33
2 区が管理する施設及び設備の整備及び点検等	34
第4章 国民保護に関する啓発	35
1 国民保護措置に関する啓発	35
2 区民がとるべき行動等に関する啓発	35
3 赤十字標章等及び特殊標章等に関する普及・啓発	36
第3編 武力攻撃事態等への対処	37
第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	37
1 事態認定前における危機管理対策本部等の設置及び初動措置	37
2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	39
第2章 区対策本部の設置等	40
1 区対策本部の設置	40
2 通信の確保	49
3 特殊標章等の交付及び管理	49
第3章 関係機関相互の連携	50
1 国・都の対策本部との連携	50
2 都知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	50
3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	51
4 他の区市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	51
5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	52
6 区が行う応援等	52
7 自主防災組織等に対する支援等	53
8 区民への協力要請	53
第4章 国民の権利・利益の救済に係る手続き	54
第5章 警報及び避難の指示等	55
第1 警報の伝達等	55
1 警報の内容の伝達・通知	55
2 警報の内容の伝達方法	56
3 緊急通報の伝達及び通知	57
第2 避難住民の誘導等	58
1 避難の指示の伝達	58
2 避難実施要領の策定	59
3 避難住民の誘導	61

現行

1 避難に関する基本的事項	29
2 避難実施要領のパターンの作成	30
3 救援に関する基本的事項	31
4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	31
5 避難施設の指定への協力	32
6 生活関連等施設の把握等	33
第3章 物資及び資材の備蓄、整備	34
1 区における備蓄	34
2 区が管理する施設及び設備の整備及び点検等	35
第4章 国民保護に関する啓発	36
1 国民保護措置に関する啓発	36
2 区民がとるべき行動等に関する啓発	36
3 赤十字標章等及び特殊標章等に関する普及・啓発	37
第3編 武力攻撃事態等への対処	38
第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	38
1 事態認定前における危機管理対策本部等の設置及び初動措置	38
2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	40
第2章 区対策本部の設置等	41
1 区対策本部の設置	41
2 通信の確保	50
3 特殊標章等の交付及び管理	50
第3章 関係機関相互の連携	51
1 国・都の対策本部との連携	51
2 都知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	51
3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	52
4 他の区市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	52
5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	53
6 区が行う応援等	53
7 自主防災組織等に対する支援等	53
8 区民への協力要請	54
第4章 国民の権利・利益の救済に係る手続き	55
第5章 警報及び避難の指示等	56
第1 警報の伝達等	56
1 警報の内容の伝達・通知	56
2 警報の内容の伝達方法	57
3 緊急通報の伝達及び通知	58
第2 避難住民の誘導等	59
1 避難の指示の伝達	59
2 避難実施要領の策定	60
3 避難住民の誘導	62

改正後

4 想定される避難の形態と区による誘導	64
第6章 救援	69
1 救援の実施	69
2 関係機関との連携	69
3 救援の程度及び方法の基準	69
4 救援の内容	70
第7章 安否情報の収集・提供	74
1 安否情報の収集	74
2 都に対する報告	75
3 安否情報の照会に対する回答	75
4 日本赤十字社に対する協力	76
第8章 武力攻撃災害への対処	77
第1 武力攻撃災害への対処	77
1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方	77
2 武力攻撃災害の兆候の通報（都知事への通知）	77
第2 応急措置等	77
1 退避の指示	78
2 警戒区域の設定	81
3 応急公用負担等	82
4 消防に関する措置等	82
第3 生活関連等施設における災害への対処等	83
1 生活関連等施設の安全確保	83
2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	84
第4 NBC攻撃による災害への対処等	84
第9章 被災情報の収集及び報告	88
第10章 保健衛生の確保その他の措置	90
1 保健衛生の確保	90
2 廃棄物の処理	90
第11章 国民生活の安定に関する措置	92
1 生活関連物資等の価格安定	92
2 避難住民等の生活安定等	92
3 公共的施設の適切な管理	92
第4編 復旧等	93
第1章 応急の復旧	93
1 基本的考え方	93
2 公共的施設の応急の復旧	93
第2章 武力攻撃災害の復旧	94
第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等	95
1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	95
2 損失補償及び損害補償	95

現行

4 想定される避難の形態と区による誘導	65
第6章 救援	70
1 救援の実施	70
2 関係機関との連携	70
3 救援の程度及び方法の基準	70
4 救援の内容	71
第7章 安否情報の収集・提供	75
1 安否情報の収集	75
2 都に対する報告	76
3 安否情報の照会に対する回答	76
4 日本赤十字社に対する協力	77
第8章 武力攻撃災害への対処	78
第1 武力攻撃災害への対処	78
1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方	78
2 武力攻撃災害の兆候の通報	78
第2 応急措置等	79
1 退避の指示	79
2 警戒区域の設定	82
3 応急公用負担等	83
4 消防に関する措置等	83
第3 生活関連等施設における災害への対処等	84
1 生活関連等施設の安全確保	84
2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	85
第4 NBC攻撃による災害への対処等	85
第9章 被災情報の収集及び報告	89
第10章 保健衛生の確保その他の措置	91
1 保健衛生の確保	91
2 廃棄物の処理	91
第11章 国民生活の安定に関する措置	93
1 生活関連物資等の価格安定	93
2 避難住民等の生活安定等	93
3 生活基盤等の確保	93
第4編 復旧等	94
第1章 応急の復旧	94
1 基本的考え方	94
2 公共的施設の応急の復旧	94
第2章 武力攻撃災害の復旧	95
第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等	96
1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	96
2 損失補償及び損害補償	96

改正後

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん	95
第5編 大規模テロ等（緊急対応事態）への対応	96
第1章 初動対応力の強化	97
1 危機管理体制の充実	97
2 対応マニュアルの整備	98
3 発生現場における連携協力のための体制づくり	98
4 不特定多数の人々への情報伝達手段の確保	99
5 装備・資材の備蓄	99
6 訓練等の実施	99
7 区民・屋間区民への啓発	99
第2章 平時における警戒	100
1 危機情報等の把握・活用	100
2 危機情報等の共有	100
3 警戒対応	100
第3章 発生時の対応	101
1 区対策本部の設置指定が行われている場合	101
2 区対策本部の設置指定が行われていない場合	101
3 区災害対策本部等による対応	101
4 区対策本部への移行	103
第4章 大規模テロ等の類型に応じた対応	104
1 危険物質を有する施設への攻撃	104
2 大規模集客施設等への攻撃	104
3 大量殺傷物質による攻撃（ダーティボム）	105
4 大量殺傷物質による攻撃（生物剤）	106
5 大量殺傷物質による攻撃（化学剤）	107
6 交通機関を破壊手段とした攻撃	109

現 行

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん	96
第5編 大規模テロ等（緊急対応事態）への対応	97
第1章 初動対応力の強化	98
1 危機管理体制の強化	98
2 対応マニュアルの整備	99
3 発生現場における連携協力のための体制づくり	99
4 不特定多数の人々への情報伝達手段の確保	99
5 装備・資材の備蓄	100
6 訓練等の実施	100
7 区民・屋間区民への啓発	100
第2章 平時における警戒	101
1 危機情報等の把握・活用	101
2 危機情報等の共有	101
3 警戒対応	101
第3章 発生時の対応	102
1 区対策本部の設置指定が行われている場合	102
2 区対策本部の設置指定が行われていない場合	102
3 区災害対策本部等による対応	102
4 区対策本部への移行	104
第4章 大規模テロ等の類型に応じた対応	105
1 危険物質を有する施設への攻撃	105
2 大規模集客施設等への攻撃	105
3 大量殺傷物質による攻撃（ダーティボム）	106
4 大量殺傷物質による攻撃（生物剤）	107
5 大量殺傷物質による攻撃（化学剤）	108
6 交通機関を破壊手段とした攻撃	109

新旧対照表

○東京都北区国民保護計画（変更）

改正後	現行	解説（素案の該当ページを記載）
<p>1 北区の責務及び東京都北区国民保護計画の位置づけ</p> <p>(1) 北区の責務 区（北区長及びその他北区の執行機関等をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び東京都国民保護計画（以下「都国民保護計画」という。）を踏まえ、東京都北区国民保護計画（以下「区国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。</p> <p>(2) 区国民保護計画の位置づけ 区は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条第1項の規定に基づき、区国民保護計画を作成する。</p>	<p>1 北区の責務及び北区国民保護計画の位置づけ</p> <p>(1) 北区の責務 区（北区長及びその他北区の執行機関等をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び東京都の国民の保護に関する計画（以下「都国民保護計画」という。）を踏まえ、北区の国民の保護に関する計画（以下「区国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。</p> <p>(2) 区国民保護計画の位置づけ 区は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、区国民保護計画を作成する。</p>	<p>1ページ （計画名称の整理） （法律該当箇所の修正）</p>
<p>区国民保護計画は、以下の各編により構成する。</p> <p>第1編 総論 第2編 平素からの備え 第3編 武力攻撃事態等への対処 第4編 復旧等 第5編 大規模テロ等（緊急対処事態）への対処 （削除）</p>	<p>区国民保護計画は、以下の各編により構成する。</p> <p>第1編 総論 第2編 平素からの備え 第3編 武力攻撃事態等への対処 第4編 復旧等 第5編 大規模テロ等（緊急対処事態）への対処 資料編</p>	<p>1ページ （時期によって数値・文言が変動するため、資料編を整理）</p>
<p>（削除）</p>	<p>○ 関係機関の連絡先 指定行政機関、都、警視庁、東京消防庁、指定公共機関、22区、埼玉県隣接市などの関係機関</p>	<p>5ページ （資料編整理に伴い、参照文言を整理）</p>

改正後	現行	解説（素案の該当ページを記載）
	連絡先については、資料編 3-1 頁に掲載する。	
区は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴 等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき北区の地理的、社会的特徴等について示す。	区は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴 等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき北区の地理的、社会的特徴等について定める。	6ページ (文言の整理)
(1) 地形 北区は東京都の北東部に位置し、北は荒川を隔てて埼玉県川口市、戸田市に、東は足立区、荒川区に接し、西は板橋区に、南は文京区、豊島区に接している。東西は約2.9km、南北約9.3kmで、面積は20.61Km ² である。(省略) (削除)	(1) 地形 北区は東京都の北東部に位置し、北は荒川を隔てて埼玉県川口市、戸田市に、東は足立区、荒川区に接し、西は板橋区に、南は文京区、豊島区に接している。東西は約2.9km、南北約9.3kmで、面積は20.59Km ² である。(省略) (※ 区内地形図は、資料編 1-1 頁に掲載)	6ページ (最新数値への更新) (資料編整理に伴い、参照文言を整理)
(2) 気候 温帯気候であり、夏は高温多湿、冬は寒冷少雨である。気温は年平均15.4度。降水量は、梅雨の時期や秋雨・台風の時期は月平均150mmの量を記録し、台風は、年平均3個程度接近する。	(2) 気候 温帯気候であり、夏は高温多湿、冬は寒冷少雨である。気温は年平均16度。降水量は、梅雨の時期や秋雨・台風の時期は月平均150mmの量を記録し、台風は、年平均3個程度接近する。	6ページ (直近のデータから算出した数値に更新)
月別平均気温と降水量 新旧対照表 別表1 (35ページ参照)		6ページ (直近のデータから算出した数値に更新)
(3) 人口分布 北区の人口は約34万1千人で、世帯数は約18万6千世帯となっている。65歳以上の高齢人口の割合は25.56%で、都内でも高い数値を示しており、とりわけ高齢単身世帯の割合も高い。(平成28年2月現在) (削除)	(3) 人口分布 北区の人口は約33万人で、世帯数は約16万世帯となっている。65歳以上の高齢人口の割合は22.64%で、都内でも高い数値を示しており、とりわけ高齢単身世帯の割合も高い。(平成18年1月現在) (※ 区内人口や世帯数、町丁別人口密度分布図は、資料編 4-1 頁と1-2 頁に掲載)	7ページ (最新数値への更新) (資料編整理に伴い、参照文言を整理)
(4) 道路の位置等 北区を通る主な道路は、東西には、田端、滝野川地区には明治通りが、ほぼ中央には環状7号線が、赤羽地区には環状8号線が伸びており、南北には、本郷通り、北本通りが通っている。(省略)	(4) 道路の位置等 北区を通る主な道路は、東西には、田端、滝野川地区には明治通りが、ほぼ中央には環状7号線が、赤羽地区には環状8号線が伸びており、南北には、本郷通り、北本通りが通っている。(省略)	7ページ (資料編整理に伴い、参照文言を整理)

改正後	現行	解説（素案の該当ページを記載）
(削除)	(※ 区内道路図は、資料編 1－3 頁に掲載)	
<p>(5) 鉄道の位置等</p> <p>鉄道は、北区の南北を貫く形で敷設され、近郊路線としては、JR京浜東北線、JR埼京線、東京メトロ南北線が、中・長距離路線としては、JR高崎線、JR宇都宮線や東北・上越・秋田・山形・長野の各新幹線が通っており、東京と埼玉県、関東北部、東北、北陸地方を結ぶ重要な交通幹線となっている。（省略）</p> <p>(削除)</p>	<p>(5) 鉄道の位置等</p> <p>鉄道は、北区の南北を貫く形で敷設され、近郊路線としては、JR京浜東北線、JR埼京線、東京メトロ南北線が、中・長距離路線としては、JR高崎線、JR宇都宮線や東北・上越・秋田・山形・長野の各新幹線が通っており、東京と埼玉県、関東北部、東北、北陸地方を結ぶ重要な交通幹線となっている。（省略）</p> <p>(※ 区内鉄道路線図は、資料編 1－4 頁に掲載)</p>	<p>7ページ</p> <p>(資料編整理に伴い、参照文言を整理)</p>
<p>(8) その他</p> <p>北区の北側の区境は、埼玉県川口市、戸田市と接している。埼玉県からは、JR京浜東北線、JR埼京線等を利用した都心への通勤・通学者が多く存在しており、万が一、武力攻撃事態等が発生した際には、その自宅への避難路として、区内の道路、鉄道の利用が必要となる。</p> <p>また、都県境を越える避難や避難住民を受入れる可能性が高いため、埼玉県の隣接市との連携体制を整備していく。</p> <p>なお、北区は高齢化が進んでいるなど要配慮者が多く居住する地域でもあるので、避難・誘導実施の際には、実効性の確保に努める。</p>	<p>(8) その他</p> <p>北区の北側の区境は、埼玉県川口市、戸田市と接している。埼玉県からは、JR京浜東北線、JR埼京線等を利用した都心への通勤・通学者が多く存在しており、万が一、武力攻撃事態等が発生した際には、その自宅への避難路として、区内の道路、鉄道の利用が必要となる。</p> <p>また、都県境を越える避難や避難住民を受入れる可能性が高いため、埼玉県の隣接市との連携体制を整備していく。</p> <p>なお、避難・誘導実施の際には、高齢化が進んでいるなど要援護者（本計画では、災害時要援護者の略称として用いている。以下同じ。）が多く居住する地域でもあるので、実効性の確保に努める。</p>	<p>7ページ</p> <p>(都国民保護計画の変更に則した用語の整理)</p>
<p>区国民保護計画においては、以下のとおり都国民保護計画において想定されている武力攻撃事態4類型及び緊急対処事態4類型を対象とする。また、それぞれの類型において、NBC兵器等を用いた攻撃が行われる可能性があることも考慮する。（省略）</p>	<p>区国民保護計画においては、以下のとおり都国民保護計画において想定されている武力攻撃事態4類型及び緊急対処事態4類型を対象とする。また、それぞれの類型において、NBC兵器等を用いた攻撃が行われる可能性があることも考慮する。（省略）</p>	<p>8ページ</p> <p>(誤植の修正)</p>
<p>2 緊急対処事態</p> <p>区国民保護計画においては、緊急対処事態（*</p>	<p>2 緊急対処事態</p> <p>区国民保護計画においては、緊急対処事態（*</p>	<p>8ページ</p> <p>(都国民保護計画において緊急対処事態に2020年東</p>

改正後	現行	解説（素案の該当ページを記載）
<p>＊）として、都国民保護計画において想定されている以下に掲げる4類型を対象とする。</p> <p>また、本計画では、世界の首都や大都市で大規模なテロが多く発生している状況や、国内外の注目が集まる2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会への危機管理の視点を踏まえ、緊急対処事態（大規模なテロ等）への対処を重視していく。</p>	<p>＊）として、都国民保護計画において想定されている以下に掲げる4類型を対象とする。</p>	<p>京オリンピック・パラリンピック競技大会での危機管理の視点等を盛り込んだため、区国民保護計画にも反映)</p>

新旧対照表

○東京都北区国民保護計画（変更）

改正後		現行		解説（素案の該当ページを記載）
政策経営部	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災情報の収集及び整理体制の整備に関すること 2 報道機関への連絡態勢に関すること 	政策経営部	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災情報の収集及び整理に関すること 2 報道機関への連絡態勢に関すること 	10ページ （文言の整理）
地域振興部	<ol style="list-style-type: none"> 1 ボランティアの受入れ体制の整備に関すること 2 流通物資及び救援物資の管理並びに配給の整備に関すること 3 体育施設等の利用に関すること 4 所管施設の整備及び点検に関すること 	地域振興部	<ol style="list-style-type: none"> 1 ボランティアの受入れ体制の整備に関すること 2 流通物資及び救援物資の管理並びに配給の整備に関すること 3 所管施設の整備及び点検に関すること 	11ページ （組織改正に伴う所管事務の整理）
健康福祉部（北区保健所を除く健康福祉部）	<ol style="list-style-type: none"> 1 要配慮者の安全確保及び支援体制（避難等）の整備に関すること 2 所管施設の整備及び点検に関すること 	健康福祉部（北区保健所を除く健康福祉部）	<ol style="list-style-type: none"> 1 要援護者の安全確保及び支援体制（避難等）の整備に関すること 2 所管施設の整備及び点検に関すること 	11ページ （都国民保護計画の変更に則した用語の整理）
(削除)		子ども家庭部	<ol style="list-style-type: none"> 1 保育園・児童館等の児童の避難に関すること 2 所管施設の整備及び点検に関すること 	11ページ （組織改正に伴う部署の整理）
まちづくり部	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の整備及び点検に関すること 	まちづくり部	<ol style="list-style-type: none"> 1 堤防、道路、橋梁等の点検、整備に関すること 	11ページ （組織改正に伴う所管事務の整理）

改正後		現行		解説（素案の該当ページを記載）
			<ul style="list-style-type: none"> 2 応急資材及び労力の確保に関する こと 3 道路等占有物件の対策に関する こと 4 水防活動に関すること 5 河川の流木対策に関すること 6 所管施設の整備及び点検に関する こと 	
土木部	<ul style="list-style-type: none"> 1 堤防、道路、橋梁等の点検、整備 に関すること 2 応急資材及び労力の確保に関する こと 3 道路等占有物件の対策に関する こと 4 水防活動に関すること 5 河川の流木対策に関すること 6 所管施設の整備及び点検に関する こと 	(新規)		
教育委員 会事務局 教育振興 部	<ul style="list-style-type: none"> 1 幼稚園、小学校及び中学校の児童 及び生徒の避難に関すること 2 所管施設の整備及び点検に関する こと 	教育委員 会事務局	<ul style="list-style-type: none"> 1 幼稚園、小学校及び中学校の児童 及び生徒の避難に関すること 2 体育施設等の利用に関すること 3 所管施設の整備及び点検に関する こと 	
教育委員 会事務局 子ども未 来部	<ul style="list-style-type: none"> 1 保育園・児童館等の児童の避難に 関すること 2 所管施設の整備及び点検に関する こと 	(新規)		

改正後		現行		解説（素案の該当ページを記載）
【参考】東京消防庁（消防署）における平素の業務（ 削除 ）		【参考】東京消防庁（消防署）における平素の業務（ 都国民保護計画抜粋 ）		11ページ （文言の整理）
機関の名称	平素の業務	機関の名称	平素の業務	
東京消防庁 第五消防方面 本部 王子消防署 赤羽消防署 滝野川消防署	1 消防活動体制の整備に関する こと 2 通信体制の整備に関する こと 3 情報収集・提供体制の整備 に関する こと 4 消防団に関する こと 5 装備・資機材の整備に関する こと 6 特殊標章の交付・管理に関する こと（※） 7 生活関連等施設、危険物質等（消防法に関するものに限る。） 取扱所の安全化対策に関する こと 8 事業所に対する避難等自主防災体制の 指導に関する こと 9 避難住民の臨時の収容施設等に関する 基準に関する こと 10 都民の防災知識の普及及び 防災行動力の向上に関する こと	東京消防庁 第五消防方面 本部 王子消防署 赤羽消防署 滝野川消防署	1 消防活動体制の整備に関する こと 2 通信体制の整備に関する こと 3 情報収集・提供体制の整備 に関する こと 4 消防団に関する こと 5 装備・資機材の整備に関する こと 6 特殊標章の交付・管理に関する こと（※） 7 生活関連等施設、危険物質等（消防法に関するものに限る。） 取扱所の安全化対策に関する こと 8 事業所に対する避難等自主防災体制の 指導に関する こと 9 避難住民の臨時の収容施設等に関する 基準に関する こと 10 都民の防災知識の普及及び 防災行動力の向上に関する こと	
※東京消防庁職員及び特別区の消防団員に限る。		※東京消防庁職員及び特別区の消防団員に限る。		
(2) 24時間即応体制の確保 区は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、東京消防庁（消防署）との間で構築されている情報連絡体制を踏まえ、また、現在の災害警戒態勢（ 東京都北区災害警戒態勢に関する宿日直勤務規程 ）を活用し、24		(2) 24時間即応体制の確保 区は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、東京消防庁（消防署）との間で構築されている情報連絡体制を踏まえ、また、現在の災害警戒態勢（ 東京都北区災害警戒態勢に関する宿日直勤務規程や危機管理室長		12ページ （危機管理室長用待機用住宅の廃止に伴い削除）

改正後	現行	解説（素案の該当ページを記載）																												
時間即応可能な体制の強化を図る。	用待機用住宅) を活用し、2 4 時間即応可能な体制の強化を図る。																													
③ 区災害対策本部体制	④ 区災害対策本部体制	12ページ (13ページ表【職員参集基準】と一致させるため順序を整理)																												
④ 区国民保護対策本部体制	③ 区国民保護対策本部体制	12ページ (13ページ表【職員参集基準】と一致させるため順序を整理)																												
③ 区災害対策本部体制 ④ 区国民保護対策本部体制	③ 区国民保護対策本部体制 ④ 区災害対策本部体制	13ページ (12ページ表【事態の状況に応じた初動体制の確立】と一致させるため順序を整理)																												
(※) 配備態勢（初動及び第1～3次非常配備態勢）については、「東京都北区勤務時間内の災害等に対応する非常配備態勢に関する要綱」等で定める。	(※) 配備態勢（初動及び第1～3次非常配備態勢）については、要綱等で定める。	13ページ (要綱の正式名称を記載)																												
【区対策本部長、区対策副本部長、区対策本部員（部長）及び危機管理室長の代替職員】 新旧対照表 別表2（36ページ参照）		14ページ (副区長の体制変更を反映) (根拠規則の記載を追記)																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>名称</th> <th>住所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1順位</td> <td>東京都北区防災センター</td> <td>西ヶ原2-1-6</td> </tr> <tr> <td>第2順位</td> <td>北とびあ</td> <td>王子1-11-1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3順位</td> <td>滝野川会館</td> <td>西ヶ原1-23-3</td> </tr> <tr> <td>赤羽会館</td> <td>赤羽南1-13-1</td> </tr> </tbody> </table>		名称	住所	第1順位	東京都北区防災センター	西ヶ原2-1-6	第2順位	北とびあ	王子1-11-1	第3順位	滝野川会館	西ヶ原1-23-3	赤羽会館	赤羽南1-13-1	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>名称</th> <th>住所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1順位</td> <td>区防災センター</td> <td>西ヶ原2-1-6</td> </tr> <tr> <td>第2順位</td> <td>北とびあ</td> <td>王子1-11-1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3順位</td> <td>滝野川会館</td> <td>西ヶ原1-23-3</td> </tr> <tr> <td>赤羽会館</td> <td>赤羽南1-13-1</td> </tr> </tbody> </table>		名称	住所	第1順位	区防災センター	西ヶ原2-1-6	第2順位	北とびあ	王子1-11-1	第3順位	滝野川会館	西ヶ原1-23-3	赤羽会館	赤羽南1-13-1	14ページ (施設名称を正式なものに修正) (住所表示を修正)
	名称	住所																												
第1順位	東京都北区防災センター	西ヶ原2-1-6																												
第2順位	北とびあ	王子1-11-1																												
第3順位	滝野川会館	西ヶ原1-23-3																												
	赤羽会館	赤羽南1-13-1																												
	名称	住所																												
第1順位	区防災センター	西ヶ原2-1-6																												
第2順位	北とびあ	王子1-11-1																												
第3順位	滝野川会館	西ヶ原1-23-3																												
	赤羽会館	赤羽南1-13-1																												
(7) 職員の所掌事務 区は、(3)①～④の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務については、東京都北区危機管理対応基本指針等で規定する。	(7) 職員の所掌事務 区は、(3)①～④の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務については、参集基準を定める要綱等で規定する。	14ページ (根拠要綱を修正)																												
(2) 医療機関との連携	(2) 医療機関との連携	18ページ																												

改正後	現行	解説（素案の該当ページを記載）
<p>(省略)</p> <p>また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう (公財)日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。</p>	<p>(省略)</p> <p>また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう (財)日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。</p>	<p>(法人制度の変更に伴う修正)</p>
<p>(3) 関係機関との協定の締結等</p> <p>区は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。</p> <p>(削除)</p>	<p>(3) 関係機関との協定の締結等</p> <p>区は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。</p> <p>【関係機関との協定一覧】 協定一覧及び協定内容については、資料編 7-1 頁以降に掲載する。</p>	<p>18ページ</p> <p>(資料編整理に伴い、参照文言を整理)</p>
<p>(4) 事業所等との連携</p> <p>区は、都及び関係機関と協力し、区内の事業所における武力攻撃事態等の観点を交えた防災対策への取組みに支援を行うよう努めるとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。</p>	<p>(4) 事業所等との連携</p> <p>また、区は、都及び関係機関と協力し、区内の事業所における武力攻撃事態等の観点を交えた防災対策への取組みに支援を行うよう努めるとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。</p>	<p>18ページ</p> <p>(文言の整理)</p>
<p>(1) 非常通信体制の整備</p> <p>区は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。</p> <p>また、国からの迅速な情報通信の確保のため、緊急情報ネットワークシステム (E m - N e t)、全国瞬時警報システム (J - A L E R T) を活用する。</p>	<p>(1) 非常通信体制の整備</p> <p>区は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。</p>	<p>19ページ</p> <p>(区国民保護計画策定以降に配備・運用されたシステムについて追記)</p>
<p>・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、ホームページ、SNS、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常の手段では情報の</p>	<p>・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられ</p>	<p>20ページ</p> <p>(広報媒体の追記)</p>

改正後	現行	解説（素案の該当ページを記載）
入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。	る者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。	
(2) 防災行政無線の整備 区は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備を図る。 (削除)	(2) 防災行政無線の整備 区は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備を図る。 同報系防災行政無線の整備にあたっては、国による全国瞬時警報システム（J-ALERT）（*）の開発・整備の検討を踏まえる。	21ページ （J-ALERT配備が完了しているため「開発・整備の検討」の記載を削除）
(3) 警察との連携 区は、武力攻撃事態等において、区民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、警察との協力体制を構築する。また、必要に応じて 東京海上保安部 との協力体制を構築する。	(3) 警察との連携 区は、武力攻撃事態等において、区民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、警察との協力体制を構築する。また、必要に応じて 海上保安部等（海上保安監部、海上保安部、海上保安航空基地及び海上保安署（これらの事務所がない場合には管区海上保安本部）をいう。以下同じ。） との協力体制を構築する。	21ページ （関係団体の組織について整理）
(1) 安否情報収集のための体制整備 区は、安否情報（以下参照）を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定め、必要な研修・訓練を行っておくものとする。 また、都と安否情報の収集・回答部署、責任者等の情報を共有するなど、相互の協力体制を確保する。 (削除)	(1) 安否情報収集のための体制整備 区は、安否情報（以下参照）を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定め、必要な研修・訓練を行っておくものとする。 また、都と安否情報の収集・回答部署、責任者等の情報を共有するなど、相互の協力体制を確保する。 なお、現在国において、安否情報の収集、整理及び提供に関するシステム検討を行い、それに伴う開発を実施中であり、平成19年度より新システムを運用する予定となっているので、それに合わせた体制を整備していく。	22ページ （安否情報システムは、現在、国により運用されているため、開発時の記載を削除）
【収集・報告すべき情報】 1 避難住民（負傷した住民も同様） ① 氏名	【収集・報告すべき情報】 1 避難住民（負傷した住民も同様） ① 氏名	22ページ （安否情報省令の改正に伴う修正）

改正後	現行	解説（素案の該当ページを記載）
<p>② フリガナ</p> <p>③ 出生の年月日</p> <p>④ 男女の別</p> <p>⑤ 住所（郵便番号を含む。）</p> <p>⑥ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）</p> <p>⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）</p> <p>⑧ 負傷（疾病）の該当</p> <p>⑨ 負傷又は疾病の状況</p> <p>⑩ 現在の居所</p> <p>⑪ 連絡先その他必要情報</p> <p>⑫ 親族・同居者への回答の希望</p> <p>⑬ 知人への回答の希望</p> <p>⑭ 親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表の同意</p> <p>2 死亡した住民 （上記①～⑦に加えて）</p> <p>⑧ 死亡の日時、場所及び状況</p> <p>⑨ 遺体が安置されている場所</p> <p>⑩ 連絡先その他必要情報</p> <p>⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答への同意</p>	<p>② 出生の年月日</p> <p>③ 男女の別</p> <p>④ 住所</p> <p>⑤ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）</p> <p>⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）</p> <p>⑦ 負傷や疾病の有無</p> <p>⑧ 負傷又は疾病の状況</p> <p>⑨ 現在の居所</p> <p>⑩ 連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報</p> <p>⑪ 安否情報の提供に係る同意の有無等</p> <p>2 死亡した住民 （上記①～⑥、⑩に加えて）</p> <p>⑫ 死亡の日時、場所及び状況</p> <p>⑬ 死体の安置場所</p> <p>⑭ 安否情報の提供に係る配偶者等の同意の有無等</p>	

改正後	現行	解説（素案の該当ページを記載）
《被災情報の収集・報告系統》 新旧対照表 別表3（37ページ参照）		24ページ （組織改正に伴う部署の整理）
（削除）	（2）交付要綱の作成 区長は、国の定める「赤十字標章等及び特殊標章等に 係る事務の運用に関するガイドライン」に基づき、具 体的な交付要綱を作成する。	25ページ （要綱作成済みのため文言の削除）
（2）特殊標章等の作成・管理 区は、東京都北区の特殊標章及び身分証明書に関する 交付要綱（18北総危第203号平成19年3月6日区長決裁） に基づき、必要となる特殊標章等を作成するととも に、交付する必要が生じた場合に迅速に交付できるよ う適切に管理する。	（3）特殊標章等の作成・管理 区は、特殊標章等の交付要綱に基づき、必要となる特 殊標章等を作成するとともに、交付する必要が生じた 場合に迅速に交付できるよう適切に管理する。	25ページ （要綱の正式名称を記載）
1 研修 （省略） （3）外部有識者等による研修 区は、職員等の研修の実施に当たっては、都、 自衛隊、警視庁、東京消防庁、東京海上保安部の 職員及び学識経験者等を講師に招くなど、外部の 人材についても積極的に活用する。	1 研修 （省略） （3）外部有識者等による研修 区は、職員等の研修の実施に当たっては、都、 自衛隊、警視庁、東京消防庁、海上保安庁等の職 員及び学識経験者等を講師に招くなど、外部の人 材についても積極的に活用する。	26ページ （関係団体の組織について整理）
2 訓練 （1）区における訓練の実施 区は、近隣区（埼玉県の隣接市を含む）、都、国 等関係機関と共同するなどして、区民、地域の団 体及び事業者の自発的な参加を得て、国民保護措 置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等にお ける対処能力の向上を図る。 訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定 し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノ ウハウを活用するとともに、警察、消防、東京海 上保安部、自衛隊等との連携を図る。	2 訓練 （1）区における訓練の実施 区は、近隣区（埼玉県の隣接市を含む）、都、国 等関係機関と共同するなどして、区民、地域の団 体及び事業者の自発的な参加を得て、国民保護措 置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等にお ける対処能力の向上を図る。 訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定 し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノ ウハウを活用するとともに、警察、消防、海上保 安部等、自衛隊等との連携を図る。	26ページ （関係団体の組織について整理）
② 国民保護措置についての訓練の実施においては、 区民の避難誘導や救援等に当たり、町会・自治会の協 力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に	② 国民保護措置についての訓練の実施においては、 区民の避難誘導や救援等に当たり、町会・自治会の協 力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に	27ページ （都国民保護計画の変更に則した用語の整理）

改正後	現行	解説（素案の該当ページを記載）
配慮を要する者（要配慮者）への的確な対応が図られるよう留意する。	配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。	

新旧対照表

○東京都北区国民保護計画（変更）

改正後	現行	解説（素案の該当ページを記載）
○ 避難施設のリスト（ 削除 ） （※ 避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト）	○ 避難施設のリスト（ データベース策定後は、当該データベース ） （※ 避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト）	28ページ （避難施設のデータベースは東京都で策定済みのため、文言を削除）
○ 要配慮者 の避難支援プラン	○ 要援護者 の避難支援プラン	28ページ （都国民保護計画の変更に則した用語の整理）
(3) 高齢者、障害者等 要配慮者 への配慮 区は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難支援プランを活用しつつ、 要配慮者 の避難対策を講じる。 その際、避難誘導時においては、健康福祉部を中心として、危機管理室などの関係部署を含めた横断的な「 要配慮者 対策班」を迅速に設置し、都の 要配慮者 対策 統括部 との連携した対応ができるよう職員の配置に留意する。	(3) 高齢者、障害者等 要援護者 への配慮 区は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難支援プランを活用しつつ、 要援護者 の避難対策を講じる。 その際、避難誘導時においては、健康福祉部を中心として、危機管理室などの関係部署を含めた横断的な「 災害時要援護者 対策班」を迅速に設置し、都の 災害要援護者 対策 総括部 との連携した対応ができるよう職員の配置に留意する。	29ページ （都国民保護計画の変更に則した用語の整理） （都の組織名称を修正）
2 避難実施要領のパターンの作成 区は、都による支援を受け、関係機関（教育委員会など区の各執行機関、消防、警察、 東京海上保安部 、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、総務省消防庁が作成するマニュアル等を参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況、高齢者、障害者、乳幼児等の避難方法等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成し、 訓練実施等により不断の見直しを行う。	2 避難実施要領のパターンの作成 区は、都による支援を受け、関係機関（教育委員会など区の各執行機関、消防、警察、 海上保安部 等、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、総務省消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況、高齢者、障害者、乳幼児等の避難方法等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。	29～30ページ （関係団体の組織について整理）
《緊急物資等の配送の概要》 新旧対照表 別表4（38ページ参照）		31ページ （都国民保護計画の変更に則した用語の整理）

改正後	現行	解説（素案の該当ページを記載）
<p>【生活関連等施設の種類及び所管省庁】 新旧対照表 別表5（39ページ参照）</p>		<p>32ページ （所管省庁の変更を反映）</p>
<p>(2) 区が管理する公共施設等における警戒 区は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、都の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、警察及び東京海上保安部との連携を図る。</p>	<p>(2) 区が管理する公共施設等における警戒 区は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、都の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、警察及び海上保安部等との連携を図る。</p>	<p>33ページ （関係団体の組織について整理）</p>
<p>○ 区は、都が作成したパンフレット「テロや武力攻撃から身を守るために」等を活用し、都と協力し、武力攻撃事態等において区民や事業者、学校等の施設管理者による適切な避難行動や避難誘導等について周知を図る。 また、区は、日本赤十字社、都、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。</p>	<p>○ 区は、都が作成するパンフレット等を活用し、都と協力し、武力攻撃事態等において区民や事業者、学校等の施設管理者による適切な避難行動や避難誘導等について周知を図る。 また、区は、日本赤十字社、都、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。</p>	<p>35ページ （都が作成した資料について反映）</p>

新旧対照表

○東京都北区国民保護計画（変更）

改正後	現行	解説（素案の該当ページを記載）
東京都北区危機管理対応 基本 指針	東京都北区危機管理対応指針	37ページ （正式名称を記載）
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">東京海上保安部</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">海上保安部等</div>	37ページ （関係団体の組織について整理）
<p>⑥ 本部の代替機能の確保</p> <p>区は、区役所庁舎が被災した場合等、区対策本部を区役所庁舎内に設置できない場合は、前掲14頁の本部代替機能の確保の順位にしたがい区対策本部を予備施設に設置する。なお、事態の状況に応じ、区長の判断により順位を変更することができる。</p>	<p>⑥ 本部の代替機能の確保</p> <p>区は、区役所庁舎が被災した場合等、区対策本部を区役所庁舎内に設置できない場合は、前掲15頁の本部代替機能の確保の順位にしたがい区対策本部を予備施設に設置する。なお、事態の状況に応じ、区長の判断により順位を変更することができる。</p>	40ページ （参照ページの修正）
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>区対策本部員</p> <p>（政策経営部長）</p> <p>（総務部長）</p> <p>（地域振興部長）</p> <p>（区民部長）</p> <p>（生活環境部長）</p> <p>（健康福祉部長）</p> <p>（北区保健所長）</p> <p>（まちづくり部長）</p> <p>（土木部長）</p> <p>（会計管理室長）</p> <p>（教育委員会事務局教育振興部長）</p> <p>（教育委員会事務局子ども未来部長）</p> <p>（区議会事務局長）</p> <p>（王子消防署副署長）</p> <p>（赤羽消防署副署長）</p> <p>（滝野川消防署副署長）</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>区対策本部員</p> <p>（政策経営部長）</p> <p>（総務部長）</p> <p>（地域振興部長）</p> <p>（区民部長）</p> <p>（生活環境部長）</p> <p>（健康福祉部長）</p> <p>（北区保健所長）</p> <p>（子ども家庭部長）</p> <p>（まちづくり部長）</p> <p>（会計管理室長）</p> <p>（教育委員会事務局次長）</p> <p>（教育改革担当部長）</p> <p>（区議会事務局長）</p> <p>（王子消防署副署長）</p> <p>（赤羽消防署副署長）</p> <p>（滝野川消防署副署長）</p> </div>	41ページ （組織改正に伴う部署の整理）

<p>区対策各部</p> <table border="1"> <tr><td>国民保護政策経営部</td></tr> <tr><td>国民保護総務部</td></tr> <tr><td>国民保護地域振興部</td></tr> <tr><td>国民保護区民部</td></tr> <tr><td>国民保護生活環境部</td></tr> <tr><td>国民保護健康福祉部</td></tr> <tr><td>国民保護医療衛生部</td></tr> <tr><td>国民保護まちづくり部</td></tr> <tr><td>国民保護土木部</td></tr> <tr><td>国民保護会計管理室</td></tr> <tr><td>国民保護教育委員会事務局教育振興部</td></tr> <tr><td>国民保護教育委員会事務局子ども未来部</td></tr> <tr><td>国民保護区議会事務局</td></tr> </table>	国民保護政策経営部	国民保護総務部	国民保護地域振興部	国民保護区民部	国民保護生活環境部	国民保護健康福祉部	国民保護医療衛生部	国民保護まちづくり部	国民保護土木部	国民保護会計管理室	国民保護教育委員会事務局教育振興部	国民保護教育委員会事務局子ども未来部	国民保護区議会事務局	<p>区対策各部</p> <table border="1"> <tr><td>国民保護政策経営部</td></tr> <tr><td>国民保護総務部</td></tr> <tr><td>国民保護地域振興部</td></tr> <tr><td>国民保護区民部</td></tr> <tr><td>国民保護生活環境部</td></tr> <tr><td>国民保護健康福祉部</td></tr> <tr><td>国民保護医療衛生部</td></tr> <tr><td>国民保護子ども家庭部</td></tr> <tr><td>国民保護まちづくり部</td></tr> <tr><td>国民保護会計管理室</td></tr> <tr><td>国民保護教育委員会事務局</td></tr> <tr><td>国民保護区議会事務局</td></tr> </table>	国民保護政策経営部	国民保護総務部	国民保護地域振興部	国民保護区民部	国民保護生活環境部	国民保護健康福祉部	国民保護医療衛生部	国民保護子ども家庭部	国民保護まちづくり部	国民保護会計管理室	国民保護教育委員会事務局	国民保護区議会事務局	<p>41ページ (組織改正に伴う部署の整理)</p>
国民保護政策経営部																											
国民保護総務部																											
国民保護地域振興部																											
国民保護区民部																											
国民保護生活環境部																											
国民保護健康福祉部																											
国民保護医療衛生部																											
国民保護まちづくり部																											
国民保護土木部																											
国民保護会計管理室																											
国民保護教育委員会事務局教育振興部																											
国民保護教育委員会事務局子ども未来部																											
国民保護区議会事務局																											
国民保護政策経営部																											
国民保護総務部																											
国民保護地域振興部																											
国民保護区民部																											
国民保護生活環境部																											
国民保護健康福祉部																											
国民保護医療衛生部																											
国民保護子ども家庭部																											
国民保護まちづくり部																											
国民保護会計管理室																											
国民保護教育委員会事務局																											
国民保護区議会事務局																											
<table border="1"> <tr><th>構 成 員</th></tr> <tr><td>区長</td></tr> <tr><td>副区長、教育長</td></tr> <tr><td>保護本部を構成する部の部長、危機管理室長 王子消防署副署長、赤羽消防署副署長、滝野川消防署副署長</td></tr> <tr><td>危機管理室長</td></tr> <tr><td>危機管理課長、防災課長、広報課長</td></tr> <tr><td>監査事務局長、選挙管理委員会事務局長、北区組織規程第9条4項で規定する副参事(医療職は除く。)</td></tr> <tr><td>危機管理課職員、防災課職員、広報課職員、監査事務局職員、選挙管理委員会事務局職</td></tr> </table>	構 成 員	区長	副区長、教育長	保護本部を構成する部の部長、危機管理室長 王子消防署副署長、赤羽消防署副署長、滝野川消防署副署長	危機管理室長	危機管理課長、防災課長、広報課長	監査事務局長、選挙管理委員会事務局長、北区組織規程第9条4項で規定する副参事(医療職は除く。)	危機管理課職員、防災課職員、広報課職員、監査事務局職員、選挙管理委員会事務局職	<table border="1"> <tr><th>構 成 員</th></tr> <tr><td>区長</td></tr> <tr><td>副区長、教育長</td></tr> <tr><td>保護本部を構成する部の部長、教育改革担当部長、危機管理室長 王子消防署副署長、赤羽消防署副署長、滝野川消防署副署長</td></tr> <tr><td>危機管理室長</td></tr> <tr><td>危機管理課長、防災課長、広報課長</td></tr> <tr><td>監査事務局長、選挙管理委員会事務局長、北区組織規程第9条4項で規定する副参事(医療職は除く。)</td></tr> <tr><td>危機管理課職員、防災課職員、広報課職員、監査事務局職員、選挙管理委員会事務局職</td></tr> </table>	構 成 員	区長	副区長、教育長	保護本部を構成する部の部長、 教育改革担当部長 、危機管理室長 王子消防署副署長、赤羽消防署副署長、滝野川消防署副署長	危機管理室長	危機管理課長、防災課長、広報課長	監査事務局長、選挙管理委員会事務局長、北区組織規程第9条4項で規定する副参事(医療職は除く。)	危機管理課職員、防災課職員、広報課職員、監査事務局職員、選挙管理委員会事務局職	<p>42ページ (組織改正に伴う役職の削除)</p>									
構 成 員																											
区長																											
副区長、教育長																											
保護本部を構成する部の部長、危機管理室長 王子消防署副署長、赤羽消防署副署長、滝野川消防署副署長																											
危機管理室長																											
危機管理課長、防災課長、広報課長																											
監査事務局長、選挙管理委員会事務局長、北区組織規程第9条4項で規定する副参事(医療職は除く。)																											
危機管理課職員、防災課職員、広報課職員、監査事務局職員、選挙管理委員会事務局職																											
構 成 員																											
区長																											
副区長、教育長																											
保護本部を構成する部の部長、 教育改革担当部長 、危機管理室長 王子消防署副署長、赤羽消防署副署長、滝野川消防署副署長																											
危機管理室長																											
危機管理課長、防災課長、広報課長																											
監査事務局長、選挙管理委員会事務局長、北区組織規程第9条4項で規定する副参事(医療職は除く。)																											
危機管理課職員、防災課職員、広報課職員、監査事務局職員、選挙管理委員会事務局職																											

員及び区長が区の職員の中から指名した者 部長が指名する職員	員及び区長が区の職員の中から指名した者 部長が指名する職員	
【各部における武力攻撃事態の分掌事務】 新旧対照表 別表6 (40～42ページ参照)		44～46ページ (組織改正に伴う所管事務の整理) (組織改正に伴う部署の整理)
武力攻撃事態等における東京消防庁（消防署）の業務	武力攻撃事態等における東京消防庁（消防署）の業務（都国民保護計画抜粋）	46ページ (文言の整理)
② 広報手段 広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、ホームページやSNS等のほか様々な広報手段を活用して、区民等に迅速に提供できる体制を整備する。 (省略) ④ 関係する報道機関への情報提供 (削除)	② 広報手段 広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、区民等に迅速に提供できる体制を整備する。 (省略) ④ 関係する報道機関への情報提供 【関係報道機関一覧】（資料編 4－2頁に掲載）	47ページ (広報媒体の修正・追記) (資料編整理に伴い、参照文言を整理)
(2) 国・都の現地対策本部との連携 区は、国・都の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会(*)を開催する場合には、区対策本部として当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努めるものとする。	(2) 国・都の現地対策本部との連携 区は、国・都の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、都・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。	50ページ (国の「国民保護に関する基本指針」において、武力攻撃事態等合同対策協議会の開催が明記されているため、その内容を反映)
(*) 国の現地対策本部長は、国民保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する国民保護措置について相互に協力するため、必要に応じて、現地対策本部と関係地方公共団体の国民保護対策本部等による武力攻撃事態等合同対策	(新規)	50ページ・脚注 (武力攻撃事態等合同対策協議会に関する説明を追記)

<p>協議会を開催するものとされている。</p>		
<p>① 区長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、都知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により都知事に対する自衛隊の部隊等の派遣要請の求めができない場合は、努めて自衛隊東京地方協力本部長又は区国民保護協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあつては東部方面総監、海上自衛隊にあつては横須賀地方総監、航空自衛隊にあつては航空指揮群司令を介し、防衛大臣に連絡する。</p>	<p>① 区長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、都知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により都知事に対する自衛隊の部隊等の派遣要請の求めができない場合は、努めて東京地方協力本部長又は区国民保護協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあつては東部方面総監、海上自衛隊にあつては横須賀地方総監、航空自衛隊にあつては航空指揮群司令を介し、防衛大臣に連絡する。</p>	<p>51ページ （関係団体の組織について整理）</p>

新旧対照表

○東京都北区国民保護計画（変更）

改正後	現行	解説（素案の該当ページを記載）
<p>(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、要配慮者について、危機管理室・健康福祉部との連携の下で避難支援プランを活用するなど、要配慮者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</p>	<p>(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、要援護者について、危機管理室・健康福祉部との連携の下で避難支援プランを活用するなど、要援護者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</p>	<p>57ページ （都国民保護計画の変更に則した用語の整理）</p>
<p>(1) 避難実施要領の策定</p> <p>① 区長は、避難の指示を受けた場合は、平素に策定しておいた避難実施要領のパターンを参考にしつつ、各執行機関、都、警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）、東京海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、避難の指示の内容に応じた避難実施要領を的確かつ迅速に策定する。</p> <p>その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。</p>	<p>(1) 避難実施要領の策定</p> <p>① 区長は、避難の指示を受けた場合は、平素に策定しておいた避難実施要領のパターンを参考にしつつ、各執行機関、都、警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）、海上保安部等、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、避難の指示の内容に応じた避難実施要領を的確かつ迅速に策定する。</p> <p>その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。</p>	<p>59ページ （関係団体の組織について整理）</p>
<p>⑥ 要配慮者の避難方法の決定（避難支援プラン、災害時要配慮者対策班の設置）</p>	<p>⑥ 要援護者の避難方法の決定（避難支援プラン、災害時要援護者対策班の設置）</p>	<p>60ページ （都国民保護計画の変更に則した用語の整理）</p>
<p>(4) 国の対策本部長による利用指針の調整</p> <p>区長は、自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始され</p>	<p>(4) 国の対策本部長による利用指針の調整</p> <p>○ 区長は、自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始さ</p>	<p>60ページ （記号○の削除）</p>

改正後	現行	解説（素案の該当ページを記載）
<p>るように、都を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。</p> <p>この場合において、区長は、都を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、区の意見や関連する情報をまとめる。</p>	<p>るように、都を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。</p> <p>○ この場合において、区長は、都を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、区の意見や関連する情報をまとめる。</p>	
<p>(6) 高齢者、障害者等要配慮者への配慮</p> <p>区長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、要配慮者対策班を設置し、都要配慮者対策統括部と連携しつつ、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、要配慮者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。</p> <p>なお、要配慮者の避難に関して、区は、避難場所、避難所等の拠点までの運送を支援する。</p>	<p>(6) 高齢者、障害者等要援護者への配慮</p> <p>区長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、災害時要援護者対策班を設置し、都災害要援護者対策総括部と連携しつつ、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、要援護者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。</p> <p>なお、要援護者の避難に関して、区は、避難場所、避難所等の拠点までの運送を支援する。</p>	<p>62ページ （都国民保護計画の変更に則した用語の整理）</p>
<p>・当初の避難実施要領の策定に当たっては、法定事項を簡条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容で作成する。その後、避難所に避難させる場合の同要領の策定は、各執行機関、都、警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）、東京海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要となる。</p>	<p>・当初の避難実施要領の策定に当たっては、法定事項を簡条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容で作成する。その後、避難所に避難させる場合の同要領の策定は、各執行機関、都、警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）、海上保安部等、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要となる。</p>	<p>64ページ （関係団体の組織について整理）</p>
<p>新旧対照表 別表7（43ページ参照）</p>		<p>67ページ （都国民保護計画の変更に則した用語の整理）</p>
<p>新旧対照表 別表8（44ページ参照）</p>		<p>68ページ （都国民保護計画の変更に則した用語の整理）</p>

新旧対照表

○東京都北区国民保護計画（変更）

改正後	現行	解説（素案の該当ページを記載）
<p>3 救援の程度及び方法の基準</p> <p>区長は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び都国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。</p> <p>区長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、都知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。</p>	<p>3 救援の程度及び方法の基準</p> <p>区長は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び都国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。</p> <p>区長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、都知事に対し、厚生労働大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。</p>	<p>69ページ （所管省庁及び担当大臣の変更を反映）</p>
<p>4 救援の内容</p> <p>(1) 収容施設の供与</p> <p>① 避難所</p> <p>ア 避難所・二次避難所の開設、運営</p> <p>区は、北区が避難先地域となった場合、都との調整に基づき、区内に避難所を開設する。</p> <p>（都があらかじめ指定する大規模な施設を避難所とする場合は都が開設）</p> <p>女性や要配慮者の視点に配慮した避難所運営に努める。</p>	<p>4 救援の内容</p> <p>(1) 収容施設の供与</p> <p>① 避難所</p> <p>ア 避難所・二次避難所の開設、運営</p> <p>区は、北区が避難先地域となった場合、都との調整に基づき、区内に避難所を開設する。</p> <p>（都があらかじめ指定する大規模な施設を避難所とする場合は都が開設）</p> <p>（新規）</p>	<p>70ページ （新規項目として記載）</p>
<p>② 応急仮設住宅等の設置、運営</p> <p>区は、避難が長期に及ぶ場合や復帰後も本来の住居が使用できない場合などにおいて、都が設置する応急仮設住宅等に関し、入居者の募集、選定及び入居者管理を行う。</p>	<p>② 応急仮設住宅等の設置、運営</p> <p>区は、避難が長期に及ぶ場合や復帰後も本来の住居が使用できない場合などにおいて、都が設置する長期避難住宅及び応急仮設住宅に関し、入居者の募集、選定及び入居者管理を行う。</p>	<p>71ページ （都国民保護計画の変更に則した用語の整理）</p>
<p>③ 患者の搬送</p> <p>区は都と協力し、被災現場や避難場所・避難所か</p>	<p>③ 患者の搬送</p> <p>区は都と協力し、被災現場や避難場所・避難所か</p>	<p>72ページ （都国民保護計画の変更に則した用語の整理）</p>

改正後	現行	解説（素案の該当ページを記載）
<p>ら医療救護所まで患者を搬送する。 医療救護所から災害拠点病院等の医療施設への患者搬送については、都と連携して実施する。 なお、医療施設への搬送は、状況に応じて次により行うものとする。</p>	<p>ら医療救護所まで患者を搬送する。 医療救護所から災害拠点病院等の後方医療施設への患者搬送については、都と連携して実施する。 なお、後方医療施設への搬送は、状況に応じて次により行うものとする。</p>	
<p>(8) 学用品の給与 区は、被災により教科書、文房具、通学用品等の学用品を失った児童・生徒について、支給すべき必要量を把握し都に報告する。 区は、都が区の報告に基づき一括して調達した学用品を配付する。なお、都が、必要があると認めるときは、金銭の支給に代えて行う。</p>	<p>(8) 学用品の給与 区は、被災により教科書、文房具、通学用品等の学用品を失った児童・生徒について、供与すべき必要量を把握し都に報告する。 区は、都が区の報告に基づき一括して調達した学用品を配付する。</p>	<p>72ページ (都国民保護計画の変更に則した用語の整理及び文言の追記)</p>
<p>(9) 行方不明者の捜索及び死体の取扱い 区は、警視庁、東京消防庁が中心となって行う行方不明者の捜索に協力する。 区は、警視庁等関係機関と連携して、死体収容所の開設、死体の搬送、収容及び処理等を行う。 区は、死体の処理の時期や場所、死体の処理方法（死体の洗浄、縫合、消毒等、一時保存及び検案等の措置）等について、都、警視庁等と必要な調整を行う。</p>	<p>(9) 行方不明者の捜索及び死体の処理 区は、警視庁、東京消防庁が中心となって行う行方不明者の捜索に協力する。 区は、警視庁等関係機関と連携して、死体収容所の開設、死体の搬送、収容及び処理等を行う。 区は、死体の処理の時期や場所、死体の処理方法（死体の洗浄、縫合、消毒等、一時保存及び検案等の措置）等について、都、警視庁等と必要な調整を行う。</p>	<p>72ページ (都国民保護計画の変更に則した用語の整理)</p>
<p>(1) 安否情報の収集 区は、避難住民や負傷或いは死亡した住民の安否情報を、避難住民や医療機関などの関係機関から、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令(平成17年総務省令第44号。以下「安否省令」という。)に規定する様式(以下「省令様式」という。)第1号及び第2号(削除)により収集する。</p>	<p>(1) 安否情報の収集 区は、避難住民や負傷或いは死亡した住民の安否情報を、避難住民や医療機関などの関係機関から、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令(平成17年総務省令第44号。以下「安否省令」という。)に規定する様式(以下「省令様式」という。)第1号及び第2号(資料編 5-3(1)・(2)頁参照)により収集する。</p>	<p>74ページ (資料編整理に伴い、参照文言を整理)</p>

改正後	現行	解説（素案の該当ページを記載）
<p>2 都に対する報告</p> <p>区は、都への報告に当たっては、原則として、「武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム」（以下「安否情報システム」という。）への入力を行い、安否情報システムを利用できない場合には、省令様式第3号（削除）に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）により都に送付する。ただし、事態が急迫している場合などこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。</p>	<p>2 都に対する報告</p> <p>区は、都への報告に当たっては、原則として、省令様式第3号（資料編 5-3（3）頁参照）に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）により都に送付する。ただし、事態が急迫している場合などこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。</p>	<p>75ページ</p> <p>（国による安否情報システム導入が完了しているため、追記）</p> <p>（資料編整理に伴い、参照文言を整理）</p>
<p>② 区民からの安否情報の照会については、原則として省令様式第4号（削除）に必要事項を記載した書面を窓口に提出することにより受け付ける。ただし、照会をしようとする者（以下「照会者」という。）が、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。</p>	<p>② 区民からの安否情報の照会については、原則として省令様式第4号（資料編 5-3（4）頁参照）に必要事項を記載した書面を窓口に提出することにより受け付ける。ただし、照会をしようとする者（以下「照会者」という。）が、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。</p>	<p>75ページ</p> <p>（資料編整理に伴い、参照文言を整理）</p>
<p>(3) 安否情報の回答</p> <p>① 区は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、(2)により本人確認を行った上で、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、省令様式第5号（削除）により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。</p>	<p>(3) 安否情報の回答</p> <p>① 区は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、(2)により本人確認を行った上で、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、省令様式第5号（資料編 5-3（5）頁参照）により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。</p>	<p>75～76ページ</p> <p>（資料編整理に伴い、参照文言を整理）</p>

新旧対照表

○東京都北区国民保護計画（変更）

改正後	現行	解説（素案の該当ページを記載）
<p>2 武力攻撃災害の兆候の通報（都知事への通知）</p> <p>区長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、東京消防庁職員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を都知事に通知する。</p>	<p>2 武力攻撃災害の兆候の通報</p> <p>(1) 都知事への通知</p> <p>区長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、東京消防庁職員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を都知事に通知する。</p>	<p>77ページ (項目構成の整理)</p>
<p>(*) 特に、ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合などには、住民に危険が及ぶことを防止するため、都知事による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、区長は、被害発生の現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。</p>	<p>(*) 特に、ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合などには、住民に危険が及ぶことを防止するため、都知事による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、区市町村長は、被害発生の現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。</p>	<p>78ページ・脚注 (文言の整理)</p>
<p>【屋内退避の指示（例）】</p>	<p>【屋内退避の指示（一例）】</p>	<p>79ページ (文言の整理)</p>
<p>(3) 安全の確保等</p> <p>① 区長は、退避の指示を区民に伝達する区の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び都からの情報や区で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、警察、消防、医療機関、東京海上保安部及び自衛隊等と現地連絡調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。</p> <p>② 区の職員が退避の指示に係る地域において活</p>	<p>(3) 安全の確保等</p> <p>① 区長は、退避の指示を区民に伝達する区の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び都からの情報や区で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、警察、消防、医療機関、海上保安部等及び自衛隊等と現地連絡調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。</p> <p>② 区の職員が退避の指示に係る地域において活</p>	<p>80ページ (関係団体の組織について整理)</p>

改正後	現行	解説（素案の該当ページを記載）
<p>動する際には、区長は、必要に応じて警察、消防、東京海上保安部及び自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。</p>	<p>動する際には、区長は、必要に応じて警察、消防、海上保安部等及び自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。</p>	
<p>(2) 警戒区域の設定に伴う措置等 ① 区長は、警戒区域の設定に際しては、区対策本部に集約された情報のほか、現地連絡調整所における警察、消防、東京海上保安部、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。</p>	<p>(2) 警戒区域の設定に伴う措置等 ① 区長は、警戒区域の設定に際しては、区対策本部に集約された情報のほか、現地連絡調整所における警察、消防、海上保安部等、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。</p>	<p>81ページ (関係団体の組織について整理)</p>
<p>③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、警察、東京海上保安部と連携して、車両及び区民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地連絡調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。</p>	<p>③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、警察、海上保安部等と連携して、車両及び区民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地連絡調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。</p>	<p>81ページ (関係団体の組織について整理)</p>
<p>② その際、区長は、必要により現地に職員を派遣し、都、警察、消防、医療機関、東京海上保安部、自衛隊等と共に現地連絡調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、区対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。</p>	<p>② その際、区長は、必要により現地に職員を派遣し、都、警察、消防、医療機関、海上保安部等、自衛隊等と共に現地連絡調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、区対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。</p>	<p>83ページ (関係団体の組織について整理)</p>
<p>区は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、都その他の関係機関と連携した区</p>	<p>○ 区は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、都その他の関係機関と連携した区</p>	<p>83ページ (記号○の削除)</p>

改正後	現行	解説（素案の該当ページを記載）
<p>の対処に関して、以下のとおり定める。</p> <p>また、警察・消防等の関係機関と協力し、生活関連等施設の管理者による、主体的な安全確保のための取組みを促進する。</p>	<p>の対処に関して、以下のとおり定める。</p> <p>○ また、警察・消防等の関係機関と協力し、生活関連等施設の管理者による、主体的な安全確保のための取組みを促進する。</p>	
<p>(2) 区が管理する施設の安全の確保</p> <p>区長は、区が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。</p> <p>この場合において、区長は、必要に応じ警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）、東京海上保安部、その他の行政機関に対し、支援を求める。</p> <p>また、このほか、生活関連等施設以外の区が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。</p>	<p>(2) 区が管理する施設の安全の確保</p> <p>区長は、区が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。</p> <p>この場合において、区長は、必要に応じ警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）、海上保安部長等、その他の行政機関に対し、支援を求める。</p> <p>また、このほか、生活関連等施設以外の区が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。</p>	<p>83ページ （関係団体の組織について整理）</p>
<p>(3) 関係機関との連携</p> <p>区長は、NBC攻撃が行われた場合は、区対策本部において、警視庁、東京消防庁、東京海上保安部、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。</p>	<p>(3) 関係機関との連携</p> <p>区長は、NBC攻撃が行われた場合は、区対策本部において、警視庁、東京消防庁、海上保安部等、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。</p>	<p>85ページ （関係団体の組織について整理）</p>

改正後	現行	解説（素案の該当ページを記載）
国民保護法第108条第1項に基づく措置 法108条第1項各号 第1号 第2号 第3号 第4号 第5号 第6号	国民保護法第108条第1項に基づく措置 法108条1項各号 1号 2号 3号 4号 5号 6号	86ページ （法律該当箇所の修正）

新旧対照表

○東京都北区国民保護計画（変更）

改正後	現行	解説（素案の該当ページを記載）
<p>② 区は、情報収集に当たっては警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）、東京海上保安部との連絡を密にする。</p>	<p>② 区は、情報収集に当たっては警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）、海上保安部等との連絡を密にする。</p>	<p>88ページ （関係団体の組織について整理）</p>
<p>(3) 環境衛生の確保 区は、避難先地域における飲料水の安全等環境衛生の確保のため、都と協力し、環境衛生指導班による水の消毒の確認や避難所の環境整備のための措置を実施する。</p> <p>(4) 食品衛生の確保 区は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、都と協力し、食品衛生指導班を編成するなどして、食品等の衛生確保のための措置を実施する。</p>	<p>(3) 食品衛生確保対策 区は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、都と協力し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。</p> <p>(4) 飲料水衛生確保対策 区は、避難先地域における感染症等の防止をするため、都と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての区民に対する情報提供を実施する。</p> <p>(5) 栄養指導対策 区は、避難先地域の区民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を都と協力し実施する。</p>	<p>90ページ （都国民保護計画の変更に則した文言の整理）</p>
<p>(2) 廃棄物処理対策 ① 区は、区地域防災計画の定めに基づいて、「災害廃棄物対策指針」（平成26年環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。</p>	<p>(2) 廃棄物処理対策 ① 区は、区地域防災計画の定めに基づいて、「震災廃棄物対策指針」（平成10年厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。</p>	<p>91ページ （都国民保護計画の変更に則した文言の整理）</p>
<p>(1) 被災児童生徒等に対する教育 区教育委員会は、都教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないよ</p>	<p>(1) 被災児童生徒等に対する教育 区教育委員会は、都教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないよ</p>	<p>92ページ （都国民保護計画の変更に則した文言の整理）</p>

改正後	現行	解説（素案の該当ページを記載）
<p>うにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、被災した児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。</p>	<p>うにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。</p>	
<p>(2) 租税等の減免等</p> <p>区は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、区税に関する申告、申請及び請求等の書類の提出、納付または納入に関する期限の延長並びに区税の減免及び徴収猶予の措置を災害の状況に応じて実施する。</p>	<p>(2) 公的徴収金の減免等</p> <p>区は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、区税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに区税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。</p>	<p>92ページ (都国民保護計画の変更に則した文言の整理)</p>
<p>3 公共的施設の適切な管理</p> <p>道路及び河川管理施設の管理者として区は、当該公共的施設を適切に管理する。</p>	<p>3 生活基盤等の確保</p> <p>(1) 公共的施設の適切な管理</p> <p>道路及び河川管理施設の管理者として区は、当該公共的施設を適切に管理する。</p>	<p>92ページ (項目構成の整理)</p>

新旧対照表

○東京都北区国民保護計画（変更）

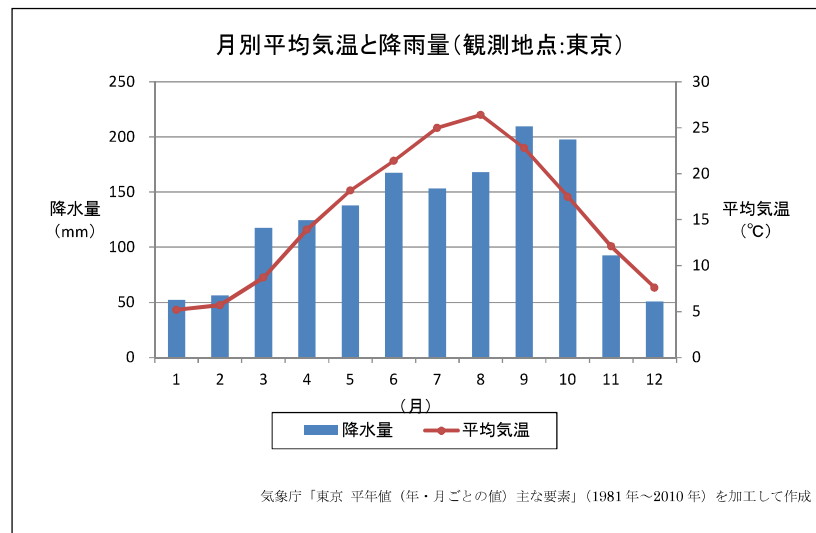
改正後	現行	解説（素案の該当ページを記載）
<p>1 危機管理体制の充実</p> <p>(1) 大規模集客施設等との連携 (省略)</p> <p>(2) 「地域版パートナーシップ」による連携体制 ○区は、「テロを許さない街づくり」をスローガンに各警察署が発足している「地域版パートナーシップ」を活用し、管轄警察署、関係行政機関、民間事業者等と連携して、テロに対する危機意識の共有や大規模テロ発生時における協働対処体制の整備に取り組む。</p> <p>(3) 医療機関、大学及び研究機関等との連携 (省略)</p> <p>(4) 区が管理する施設、大規模集客施設及びライフライン施設等の危機管理の強化 (省略)</p>	<p>1 危機管理体制の強化</p> <p>(1) 大規模集客施設等との連携 (省略)</p> <p>(新規)</p> <p>(2) 医療機関、大学及び研究機関等との連携 (省略)</p> <p>(3) 区が管理する施設、大規模集客施設及びライフライン施設等の危機管理の強化 (省略)</p>	<p>97～98ページ (都国民保護計画の変更に則した文言の追記) (都と異なり、各警察署で発足されている「地域版パートナーシップ」を活用する旨を記載)</p>
<p>2 対処マニュアルの整備</p> <p>(1) テロ等の類型に応じた対処マニュアルの整備 ○区は、都が策定する「東京都大規模テロ等対処マニュアル（仮称）」及び区の特性を踏まえ、N（核物質）、B（生物剤）、C（化学剤）など、テロ等の類型に応じた初動対処の手順等を明らかにしたマニュアル</p>	<p>2 対処マニュアルの整備</p> <p>(1) テロ等の類型に応じた対処マニュアルの整備 ○区は、都が作成する各種対処マニュアル及び区の特性を踏まえ、各種対処マニュアルを整備する。</p>	<p>98ページ (都国民保護計画の変更に則した文言の整理)</p>

改正後	現行	解説（素案の該当ページを記載）
<p style="text-align: center;">ルの整備に努める。</p>		
<p>3 警戒対応</p> <p>（省略）</p> <p>○ 区は、危機情報の緊急性に応じて都が整備した「東京都管理施設テロリズム等警戒対応基準」（平成18年決定）に準拠し、区が管理する施設における同基準を整備する。</p>	<p>3 警戒対応</p> <p>（省略）</p> <p>○ 区は、危機情報の緊急性に応じて都が整備する「警戒対応の基準」（統一した警戒レベル）に準拠し、区が管理する施設における同基準を整備する。</p>	<p>100ページ （都国民保護計画の変更に則した文言の整理）</p>
<p>② 施設管理者による危機管理体制の強化推進</p> <p>○ 区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と協力し、施設管理者に対し、対処マニュアルの整備、資器材等の定期検査及び継続的な巡視等、緊急処理事態等を念頭にした安全確保措置を要請する。</p>	<p>② 施設管理者による危機管理体制の強化推進</p> <p>○ 区は、施設管理者に対し、対処マニュアルの整備、資器材等の定期検査及び継続的な巡視等、緊急処理事態等を念頭にした安全確保措置を要請する。</p>	<p>104ページ （関係機関と協力した取り組みについて記載）</p>
<p>② 施設管理者による危機管理体制の強化推進</p> <p>○ 区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と協力し、施設管理者に対し、対処マニュアルの整備、資器材等の定期検査及び継続的な巡視等、緊急処理事態等を念頭にした安全確保措置を要請する。</p>	<p>② 施設管理者による危機管理体制の強化推進</p> <p>○ 区は、施設管理者に対し、対処マニュアルの整備、資器材等の定期検査及び継続的な巡視等、緊急処理事態等を念頭にした安全確保措置を要請する。</p>	<p>104～105ページ （関係機関と協力した取り組みについて記載）</p>
<p>（2）平素の備え</p> <p>① 災害医療体制の充実</p> <p>○ 区は、医療機関等と連携し、多数の被災者に対応できるよう、災害医療体制の整備を促進する。災害医療体制の整備を促進する際には北区災害医療コーディネーターや「東京都北区内における災害時の医療救護活動についての協定書」等による連携体制を活用する。</p> <p>② 不特定多数の人々に対する情報伝達体制の整備</p> <p>（省略）</p> <p>③ 人心不安への対策</p> <p>（省略）</p>	<p>（2）平素の備え （新規）</p> <p>① 不特定多数の人々に対する情報伝達体制の整備</p> <p>（省略）</p> <p>② 人心不安への対策</p> <p>（省略）</p>	<p>105～106ページ （災害医療体制の充実について追記）</p>

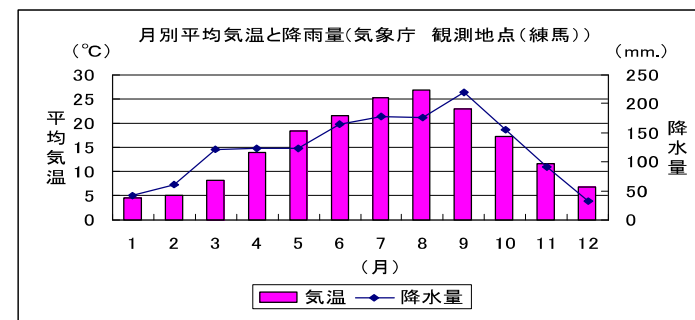
改正後	現行	解説（素案の該当ページを記載）
<p>(3) 対処上の留意事項</p> <p>① 初動対処</p> <p>○ 区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、速やかに警戒区域を設定するとともに、その域外において区民等の安全確保及びパニック防止のための措置を講じる。</p>	<p>(3) 対処上の留意事項</p> <p>① 初動対処</p> <p>○ 区は、都から派遣される緊急時放射線調査チーム及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、速やかに警戒区域を設定するとともに、その域外において区民等の安全確保及びパニック防止のための措置を講じる。</p>	<p>106ページ</p> <p>(都国民保護計画の変更に則した文言の整理)</p>
<p>③ 医療活動</p> <p>○ 区は、都及び医療機関等と連携し、東京消防庁の安全管理下において東京DMA Tが行う除染済みの傷病者に対する医療活動に協力する。</p>	<p>③ 医療活動</p> <p>○ 区は、都及び医療機関等と連携し、安全な場所において除染済みの傷病者に対する緊急被ばく医療活動を実施する。</p>	<p>106ページ</p> <p>(都国民保護計画の変更に則した文言の整理)</p>
<p>④ 汚染への対処 (省略)</p> <p>○ 区は、都及び自衛隊等関係機関が実施する避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）のスクリーニング、除染及び汚水の処理等に協力する。</p>	<p>④ 汚染への対処 (省略)</p> <p>○ 区は、都及び自衛隊等関係機関が実施する除染及び汚水の処理等に協力する。</p>	<p>106ページ</p> <p>(都国民保護計画の変更に則した文言の整理)</p>
<p>(2) 平素の備え</p> <p>① 災害医療体制の充実</p> <p>○ 区は、医療機関等と連携し、多数の被災者に対応できるよう、災害医療体制の整備を促進する。災害医療体制の整備を促進する際には北区災害医療コーディネーターや「東京都北区内における災害時の医療救護活動についての協定書」等による連携体制を活用する。</p> <p>② 隣接区市との情報連絡体制の整備 (省略)</p> <p>③ 普及啓発 (省略)</p>	<p>(2) 平素の備え (新規)</p> <p>① 隣接区市との情報連絡体制の整備 (省略)</p> <p>② 普及啓発 (省略)</p>	<p>107ページ</p> <p>(災害医療体制の充実について追記)</p>
<p>② 医療活動</p> <p>○ 区は、都及び医療機関等と連携し、東京消防庁の安全管理下において東京DMA Tが行う除染済みの傷病者に対する医療活動に協力する。</p>	<p>② 医療活動</p> <p>○ 区は、都及び医療機関等と連携し、安全な場所において感染者又はその疑いのある者に対する医療活動を実施する。</p>	<p>107ページ</p> <p>(都国民保護計画の変更に則した文言の整理)</p>

改正後	現行	解説（素案の該当ページを記載）
<p>(2) 平素の備え</p> <p>① 災害医療体制の充実</p> <p>○ 区は、医療機関等と連携し、多数の被災者に対応できるよう、災害医療体制の整備を促進する。災害医療体制の整備を促進する際には北区災害医療コーディネーターや「東京都北区内における災害時の医療救護活動についての協定書」等による連携体制を活用する。</p> <p>② 不特定多数の人々に対する情報伝達体制の整備</p> <p>○ 区は、区が管理する施設、大規模集客施設及び繁華街等を往来する人々に対して速やかに情報伝達を行えるよう、防災行政無線や広報車両等の充実を図る。</p>	<p>(2) 平素の備え (新規)</p> <p>○ 区は、区が管理する施設、大規模集客施設及び繁華街等を往来する人々に対して速やかに情報伝達を行えるよう、防災行政無線や広報車両等の充実を図る。</p>	<p>108ページ (災害医療体制の充実について追記)</p>
<p>③ 医療活動</p> <p>○ 区は、都及び医療機関等と連携し、東京消防庁の安全管理下において東京DMA Tが行う除染済みの傷病者に対する医療活動に協力する。</p>	<p>③ 医療活動</p> <p>○ 区は、都及び医療機関等と連携し、安全な場所において除染済みの傷病者に対する医療活動を実施する。</p>	<p>108ページ (都国民保護計画の変更に則した文言の整理)</p>

改正後



現行



現行

改正後

【区対策本部長、区対策副本部長、区対策本部員（部長）及び危機管理室長の代替職員】

名 称	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）	代替職員（第3順位）
区対策本部長※1	東京都北区長の職務を代理する副区長の順序を定める規則（平成二十七年十二月東京都北区規則第七十八号）に規定する第一順位の副区長	東京都北区長の職務を代理する副区長の順序を定める規則に規定する第二順位の副区長	教育長
区対策副本部長	総務部長	地域振興部長	危機管理室長
区対策本部員（部長）※2	部庶務担当課長	課長（行政順による）	課長（行政順による）
区対策本部員（部長）※3	部庶務担当課長	課長	庶務担当課庶務担当係長
区対策本部員（部長）※4	課長	庶務担当係長	係長（行政順による）
危機管理室長	危機管理課長	防災課長	広報課長

※1 地方自治法第152条、東京都北区長の職務代理者指定に関する規則及び東京都北区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則による

※2 部に3課以上ある場合 ※3 部に2課の場合 ※4 部に1課の場合

【区対策本部長、区対策副本部長、区対策本部員（部長）及び危機管理室長の代替職員】

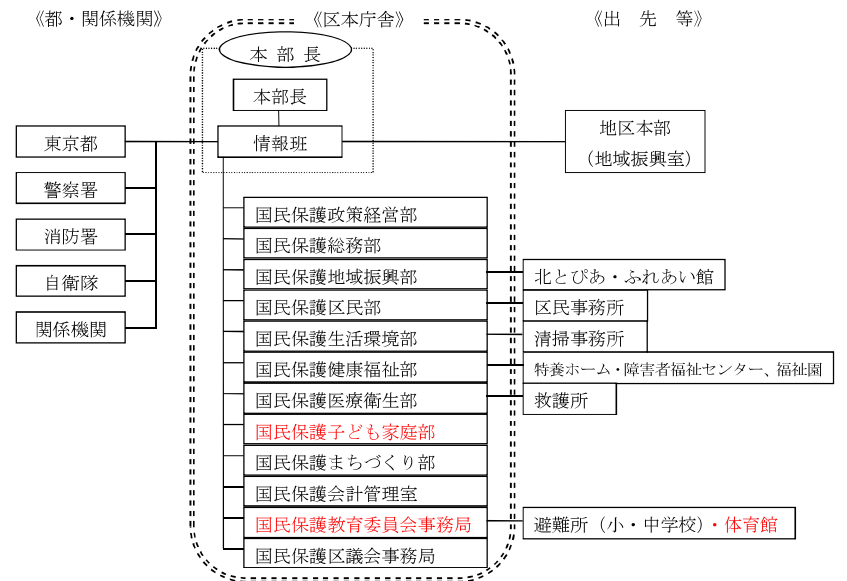
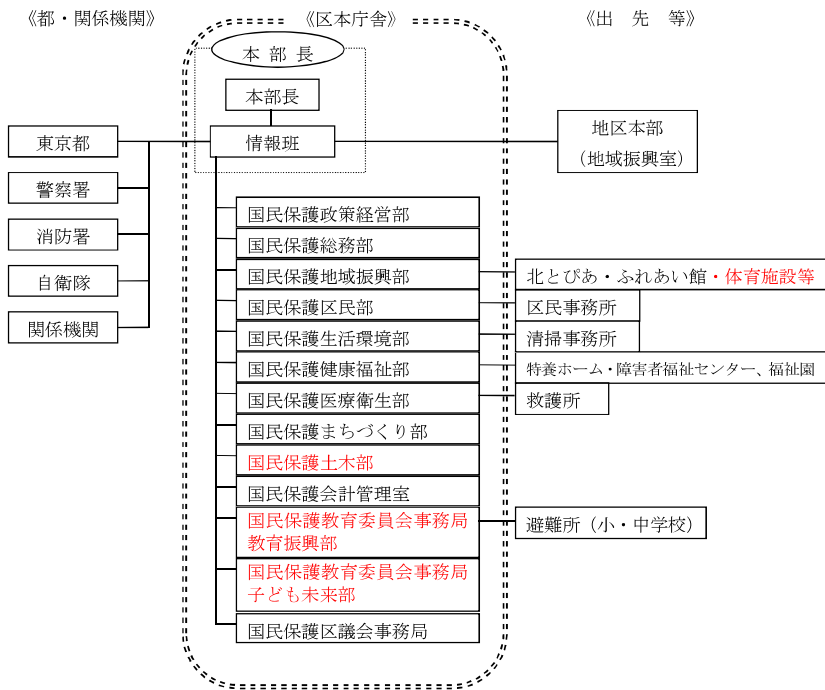
名 称	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）	代替職員（第3順位）
区対策本部長※1	副区長	総務部長	地域振興部長
区対策副本部長	総務部長	地域振興部長	危機管理室長
区対策本部員（部長）※2	部庶務担当課長	課長（行政順による）	課長（行政順による）
区対策本部員（部長）※3	部庶務担当課長	課長	庶務担当課庶務担当係長
区対策本部員（部長）※4	課長	庶務担当係長	係長（行政順による）
危機管理室長	危機管理課長	防災課長	広報課長

※1 地方自治法第152条及び東京都北区長の職務代理者指定に関する規則による

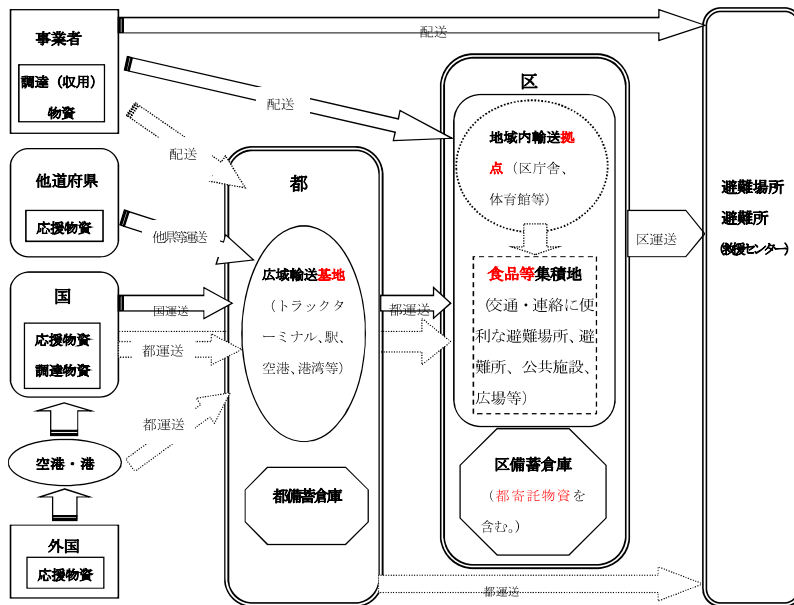
※2 部に3課以上ある場合 ※3 部に2課の場合 ※4 部に1課の場合

改正後

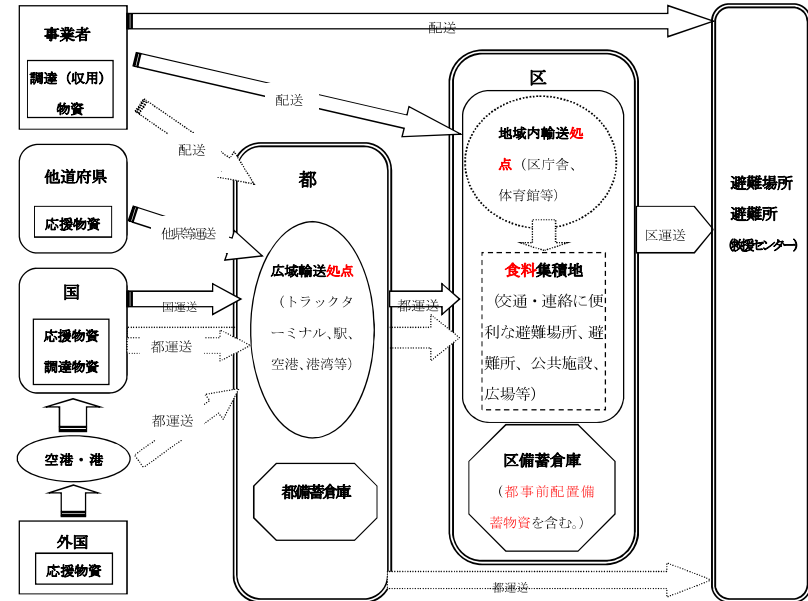
現行



改正後



現行



改正後

現行

国民保護法施行令	各号	施設・物質の種類	所管省庁名
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省
	10号	危険物質等（国民保護法施行令第28条）の取扱所	
第28条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒物・劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高圧ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	6号	核原料物質	原子力規制委員会
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	8号	毒薬・劇薬（薬事法）	厚生労働省、農林水産省
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）
	11号	毒性物質	経済産業省

国民保護法施行令	各号	施設・物質の種類	所管省庁名
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省
	10号	危険物質等（国民保護法施行令第28条）の取扱所	
第28条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒物・劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高圧ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	文部科学省、経済産業省
	6号	核原料物質	文部科学省、経済産業省
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	文部科学省
	8号	毒薬・劇薬（薬事法）	厚生労働省、農林水産省
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）
	11号	毒性物質	経済産業省

改正後		現行	
部の名称	分掌事務	部の名称	分掌事務
国民保護政策経営部(広報課を除く)	<ol style="list-style-type: none"> 復興計画の総合調整に関する事 国民保護関係対策予算に関する事 その他政策経営部の所管に関する事 	国民保護政策経営部(広報課を除く)	<ol style="list-style-type: none"> 復興計画の総合調整に関する事 国民保護関係対策予算に関する事 その他政策経営部の所管に関する事
国民保護総務部	<ol style="list-style-type: none"> 車輛、船艇等輸送機関の調達に関する事 工作物等保管の公示に関する事 国民の権利利益に関する文書の保存に関する事 損害補償、損失補償に関する事 区職員及び他自治体の応援職員の宿泊施設の確保に関する事 外国人への情報支援に関する事 本部の職員の動員に関する事 本部の人員の配置及び調整に関する事 本部の職員の服務及び給与に関する事 被災した庁舎、校舎等の応急危険度判定と修理に関する事 所管施設の保存及び保安に関する事 その他総務部の所管に関する事 	国民保護総務部	<ol style="list-style-type: none"> 車輛、船艇等輸送機関の調達に関する事 工作物等保管の公示に関する事 国民の権利利益に関する文書の保存に関する事 損害補償、損失補償に関する事 区職員及び他自治体の応援職員の宿泊施設の確保に関する事 外国人への情報支援に関する事 本部の職員の動員に関する事 本部の人員の配置及び調整に関する事 本部の職員の服務及び給与に関する事 被災した庁舎、校舎等の応急危険度判定と修理に関する事 所管施設の保存及び保安に関する事 その他総務部の所管に関する事
国民保護地域振興部	<ol style="list-style-type: none"> 地区本部に関する事 地区本部と自主防災組織との連携に関する事 被害概況の把握と報告に関する事 生活相談総合窓口の開設準備に関する事 区民の避難・復帰誘導に関する事 ボランティアに関する事 救援物資の運送及び管理並びに配給計画に関する事 所管施設の保全及び保安に関する事 体育施設等の利用に関する事 その他地域振興部の所管に関する事 	国民保護地域振興部	<ol style="list-style-type: none"> 地区本部に関する事 地区本部と自主防災組織との連携に関する事 被害概況の把握と報告に関する事 生活相談総合窓口の開設準備に関する事 区民の避難・復帰誘導に関する事 ボランティアに関する事 救援物資の運送及び管理並びに配給計画に関する事 所管施設の保全及び保安に関する事 その他地域振興部の所管に関する事
国民保護区民部	<ol style="list-style-type: none"> 情報システムの復旧に関する事 安否情報の収集・提供に関する事 生活相談総合窓口の開設と運営に関する事 義援金の受領及び配分に関する事 り災証明の発行に関する事 給水計画に関する事 被災者に対する区税の減免及び徴収猶予に関する事 所管施設の保全及び保安に関する事 その他区民部の所管に関する事 	国民保護区民部	<ol style="list-style-type: none"> 情報システムの復旧に関する事 安否情報の収集・提供に関する事 生活相談総合窓口の開設と運営に関する事 義援金の受領及び配分に関する事 り災証明の発行に関する事 給水計画に関する事 被災者に対する区税の減免及び徴収猶予に関する事 所管施設の保全及び保安に関する事 その他区民部の所管に関する事

改正後		現行	
国民保護生活環境部	<ol style="list-style-type: none"> 1 廃棄物処理に関する事 2 がれきの処理に関する事 3 行方不明者の捜索、死体の収容及び埋火葬に関する事 4 所管施設の保全及び保安に関する事 5 その他生活環境部の所管に関する事 	国民保護生活環境部	<ol style="list-style-type: none"> 1 廃棄物処理に関する事 2 がれきの処理に関する事 3 行方不明者の捜索、死体の収容及び埋火葬に関する事 4 所管施設の保全及び保安に関する事 5 その他生活環境部の所管に関する事
国民保護健康福祉部(医療衛生部を除く健康福祉部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 要配慮者対策の支援に関する事 2 赤十字標章等の都知事への許可申請手続に関する事 3 避難施設に関する事 4 所管施設の保全及び保安に関する事 5 その他健康福祉部の所管に関する事 	国民保護健康福祉部(医療衛生部を除く健康福祉部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 要援護者対策の支援に関する事 2 赤十字標章等の都知事への許可申請手続に関する事 3 避難施設に関する事 4 所管施設の保全及び保安に関する事 5 その他健康福祉部の所管に関する事
国民保護医療衛生部(北区保健所、健康福祉部副参事のうち本部長が指名する者及び健康推進課王子・赤羽・滝野川健康支援センター)	<ol style="list-style-type: none"> 1 救護所等の開設と運営に関する事 2 医療救護協定に関する要請及び医療機関との連絡に関する事 3 医薬品の調達及び配給に関する事 4 動物の保護に関する事 5 危険物質等に関する措置命令に関する事 6 患者の搬送等に関する事 7 医療及び助産救護に関する事 8 防疫に関する事 9 保健衛生等の確保に関する事 10 所管施設の保全及び保安に関する事 11 その他北区保健所の所管に関する事 	国民保護医療衛生部(北区保健所に健康福祉部の医療職の2副参事と健康いきがい課王子・赤羽・滝野川健康相談係を含む)	<ol style="list-style-type: none"> 1 救護所等の開設と運営に関する事 2 医療救護協定に関する要請及び医療機関との連絡に関する事 3 医薬品の調達及び配給に関する事 4 動物の保護に関する事 5 危険物質等に関する措置命令に関する事 6 患者の搬送等に関する事 7 医療及び助産救護に関する事 8 防疫に関する事 9 保健衛生等の確保に関する事 10 所管施設の保全及び保安に関する事 11 その他北区保健所の所管に関する事
(削除)	(削除)	国民保護子ども家庭部	<ol style="list-style-type: none"> 1 保育園・児童館等の児童の保護並びに救護に関する事 2 遺児等の保護に関する事 3 応急保育に関する事 4 所管施設の保全及び保安に関する事 5 その他子ども家庭部の所管に関する事

改正後		現行	
国民保護 まちづくり り部	<ol style="list-style-type: none"> 復興まちづくり計画に関する事 り災台帳の作成に関する事 長期避難住宅及び応急仮設住宅に関する事 被災建築物の応急危険度判定に関する事 がけ・急傾斜地の被害状況の調査及び応急対策に関する事 武力攻撃災害による被害を受けた建築物の被害状況調査及び住宅の 応急修理対象者の募集、選定に関する事 所管施設の保全及び保安に関する事 その他まちづくり部の所管に関する事 	国民保護 まちづくり り部	<ol style="list-style-type: none"> 復興まちづくり計画に関する事 り災台帳の作成に関する事 長期避難住宅及び応急仮設住宅に関する事 被災建築物の応急危険度判定に関する事 がけ・急傾斜地の被害状況の調査及び応急対策に関する事 武力攻撃災害による被害を受けた建築物の被害状況調査及び住宅の 応急修理対象者の募集、選定に関する事 堤防、道路、橋梁等の点検、整備及び復旧に関する事 警戒区域の立入り制限若しくは禁止又は退去命令の実務に関する事 障害物等の除去及び保管等に関する事 応急資材及び労力の確保に関する事 道路等占有物件の対策に関する事 緊急道路障害物除去路線、準緊急道路障害物除去路線並びに避難路の確保に関する事 水防活動に関する事 河川の流木対策に関する事 所管施設の保全及び保安に関する事 その他まちづくり部の所管に関する事
国民保護 土木部	<ol style="list-style-type: none"> 堤防、道路、橋梁等の点検、整備及び復旧に関する事 警戒区域の立入り制限若しくは禁止又は退去命令の実務に関する事 障害物等の除去及び保管等に関する事 応急資材及び労力の確保に関する事 道路等占有物件の対策に関する事 緊急道路障害物除去路線、準緊急道路障害物除去路線並びに避難路の確保に関する事 水防活動に関する事 河川の流木対策に関する事 所管施設の保全及び保安に関する事 その他土木部の所管に関する事 	国民保護 会計管理 室	<ol style="list-style-type: none"> 金銭及び物品の出納保管に関する事 その他会計管理室の所管に関する事
国民保護 教育委員 会事務局 教育振興 部	<ol style="list-style-type: none"> 学校避難所の設置及び管理運営に関する事 幼稚園、小学校及び中学校の児童及び生徒の保護及び救護に関する事 応急教育に関する事 所管施設の保全及び保安に関する事 その他教育振興部の所管に関する事 	国民保護 教育委員 会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 学校避難所の設置及び管理運営に関する事 幼稚園、小学校及び中学校の児童及び生徒の保護及び救護に関する事 応急教育に関する事 体育施設等の利用に関する事 所管施設の保全及び保安に関する事 その他教育委員会事務局の所管に関する事
国民保護 教育委員 会事務局 子ども未 来部	<ol style="list-style-type: none"> 保育園、児童館等の児童の保護及び救護に関する事 遺児等の保護に関する事 応急保育に関する事 所管施設の保全及び保安に関する事 その他子ども未来部の所管に関する事 	国民保護 区議会事 務局	<ol style="list-style-type: none"> 区議会議員との連絡に関する事 その他区議会事務局の所管に関する事
国民保護 区議会事 務局	<ol style="list-style-type: none"> 区議会議員との連絡に関する事 その他区議会事務局の所管に関する事 	国民保護 区議会事 務局	<ol style="list-style-type: none"> 区議会議員との連絡に関する事 その他区議会事務局の所管に関する事

